

忍び得ナイモノガアリマス。思フテ労働者待遇問題ノ主意ハ労働力ノ保護ニ
 アレバアリマス。改正工場法、年議調停法実施ノ如ク今般ノ政府ハ立法ニ於
 テモ労働力ヲ保護シテ居リマス。然レシソレハ萬一ノ添ヘテアリマシテ労働
 者ノ日常生活ニ弊ニ義的ノモノデアリマス。労働力ノ保護培養ハ産業之固
 ノ基礎デアリマシテ此ノ真ニキシテ資本家ハ社会的ニ重大ナル責任ヲ有スル
 事ト信ジ而シテ労働力ノ強大ハ労働者ノ健康ト生活ノ安定ニ依ルノ外ナリ
 マセンカ、ル意味ヨリシテ私達青木炭工場従業員一同ハ茲ニ待望ニ致シテ
 歎願ニ依テ以テ今後労働資本双方ノ円満ヲ期スル次第デアリマス。

別記 歎願書

- 一、シラ年給サレタシ(内譯男子拾銭女子五奉)
- 二、定期年給ヲ年ニ一回トサレタシ、但シ一回五奉以上
- 三、公傷ニ依ル休業及臨時休業ノ場合ハ日給ノ全額ヲ支給サレタシ
- 四、公傷ニ依ル休業ノ場合ハ皆勤ト見ナサレタシ
- 五、食事を改善サレタシ
- 六、退職手当ヲ左ノ如ク制定サレタシ

満一ト年勤績者ハ各日給ノ十五日分	
満ニケ年	リ三十一日分
満三ケ年	リ四十七日分
リ四ケ年	リ六十三日分
リ五ケ年	リ七十九日分